

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路放射第10号線

東京都市計画道路幹線街路環状第8号線



ただいまから、東京都市計画道路 幹線街路 放射第10号線及び東京都市計画道路 幹線街路 環状第8号線の都市計画変更素案について、ご説明します。

なお、これからご覧いただくスライドでは、東京都市計画道路 幹線街路 放射第10号線を「放射10号線」、東京都市計画道路 幹線街路 環状第8号線を「環状8号線」という言葉を使って、ご説明します。

本日の説明内容

1. 放射第10号線の概要について
2. 東京における都市計画道路の整備方針
(第四次事業化計画) について
3. 計画内容再検討の概要について
4. 都市計画変更素案の概要について
5. 今後の手続きの流れについて

1

最初に、本日の説明内容の流れを説明いたします。

はじめに、「放射10号線の概要」を説明し、その後、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」、「計画内容再検討の概要」、「都市計画変更素案の概要」、「今後の手続きの流れ」の順に説明いたします。

1. 放射第10号線の概要について

2

はじめに、放射10号線の概要について、ご説明します。

放射第10号線の概要について



■都市計画名称
東京都市計画道路幹線街路
放射第10号線

■位置
千代田区大手町一丁目
～
北区岩淵町（埼玉県境）

■延長
約13,450m

■幅員
27m（代表幅員）

こちらは、放射10号線の位置図です。

放射10号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、北区岩淵町に至る、延長 約13,450メートルの都市計画道路です。

このうち、赤線の丸で示した箇所が、都市計画変更の予定箇所となっています。

2. 東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) について

4

次に、東京における都市計画道路の整備方針について説明します。以降の説明では、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を「整備方針」という言葉を使って説明します。

東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) について

■ 区部における過去の事業化計画（多摩地域は別途計画）

第一次事業化計画（昭和56年）

第二次事業化計画（平成3年）

第三次事業化計画（平成16年）

概ね10年間ごとに事業化計画を策定

■ 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の概要（平成28年3月）

- 区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画
- 将来都市計画道路ネットワークの検証
- 第四次事業化計画（優先整備路線の選定） 等



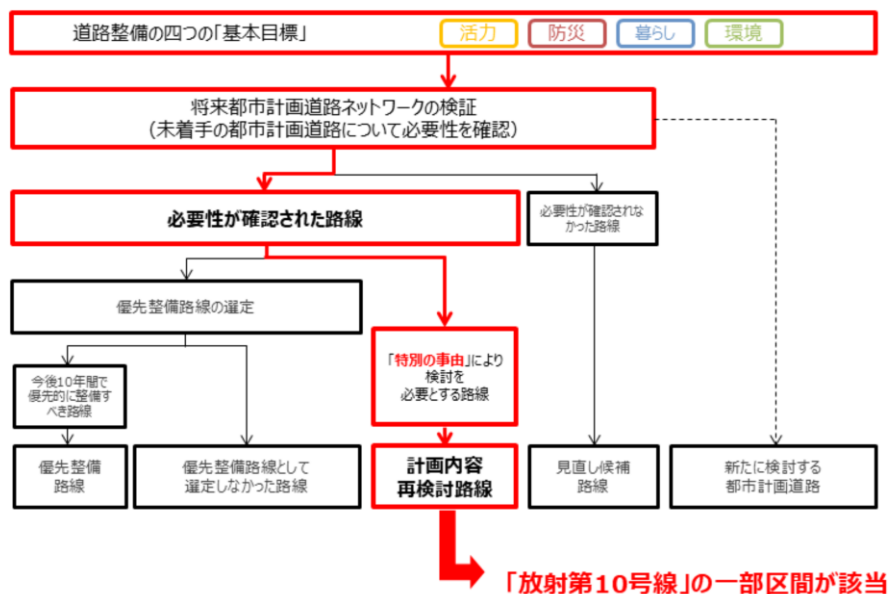
「東京における都市計画道路の整備方針
(第四次事業化計画)」表紙

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針(事業化計画)」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

また、平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」では、都市計画道路の「将来都市計画道路ネットワークの検証」や「第四次事業化計画」として優先的に整備する路線の選定などが行われています。

東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) について

■ 検討の流れ



6

次に、整備方針における検討の流れについて、ご説明いたします。

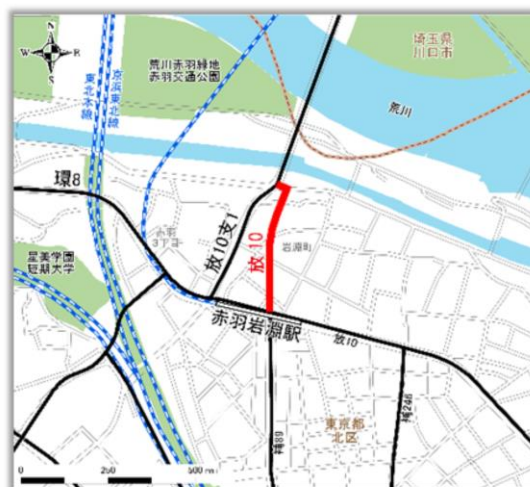
道路整備の四つの基本目標を踏まえ、始めに未着手の都市計画道路を対象に、15の検証項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施しました。

必要性が確認された都市計画道路の中には、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線があり、これらを「計画内容再検討路線」として位置付けました。

東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) について

■放射第10号線の位置付け (計画内容再検討路線)

当該区間では、現在、放射第10号線支線1 (国道122号線) が骨格幹線道路としての交通機能を果たしています。
本線と支線の交差点の在り方や、事業の実現性・施工性の観点から検討が必要です。



東京都における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) (平成28年3月) より抜粋

計画内容再検討路線に選定された放射10号線の区間は、図で赤く着色された区間であり、延長は約390mです。

また、「当該区間では、現在、放射第10号線支線1 (国道122号線) が骨格幹線道路としての交通機能を果たしています。本線と支線の交差点の在り方や、事業の実現性・施工性の観点から検討が必要」としました。

3. 計画内容再検討の概要について

8

次に、計画内容再検討の概要について、ご説明します。

検討内容

① 計画内容再検討路線の位置付け

本線と支線の交差点形状について計画の実現性等を検討

- ・五差路の検討
- ・既設道路の付け替えによる四差路化



② 支線の在り方

支線の計画の必要性等を検証

- ・周辺の交通動線
- ・周辺の交通への影響



まず、検討の内容についてですが、大きく2つの検討を実施しております。

1つ目は計画内容再検討路線の位置付けを踏まえて、右図のような本線と支線の交差点形状の計画の実現性について、新たな都市計画道路の整備に伴う、五差路化や既設道路の付け替えによる四差路化についての検討を実施しました。

2つ目は、本路線付近には①の右側の図のように、整備済みの支線があることから、支線の在り方として、その計画の必要性等を検証するため、周辺の交通動線や交通への影響を確認しました。

これから、具体的な検討内容についてご説明いたします。

①計画内容再検討路線の位置付けによる検討

■本線と支線の交差点について（新荒川大橋交差点）



道路構造令 第27条：道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、
同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない

本線と支線が交差する新荒川大橋交差点において、現道を確保しながら、放射第10号線
が新たに整備されると、交差点が五差路となり、道路構造令に整合しない

⇒道路構造令に整合させるため、既設道路の付け替えによる交差点の四差路化を検討

10

まず、本線と支線が交差する新荒川大橋交差点についてです。

当該地は左側の図のように、現況で四差路の交差点となっております。道路構造の一般的技術的基準を定める政令となる道路構造令があり、その第27条に「同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない」と定められております。

これにより、現道の機能を維持しながら、放射10号線を新たに整備すると、右側の図のように交差点が五差路となり、道路構造令に整合しないこととなります。

そこで、道路構造令に整合させるため、既存道路の付け替えによる交差点の四差路化を検討することとしました。

①計画内容再検討路線の位置付けによる検討

■ 既設道路の付け替えによる四差路化の検討

【検討条件】

- ・ 既存の都市計画線の範囲で検討
- ・ 区道（東側）の付け替えによる検討（交通量の少ない道路）

	ケース1 区道（東側）を交差点近傍で放射10号線に接続	ケース2 区道（東側）を交差点から離れた位置で放射10号線に接続
イメージ図		

11

既設道路の付け替えによる四差路化を検討するにあたり、主な検討条件として、既存の都市計画線の範囲で検討することや、周辺交通への影響に配慮し、交通量の少ない東側道路の付け替えをすることとしました。

ケース1は東側の区道を交差点近傍で放射10号線に接続し、ケース2は東側の区道を交差点から離れた位置で放射10号線に接続する案であり、イメージ図のように新荒川大橋交差点を四差路化する案として検討しました。

①計画内容再検討路線の位置付けによる検討

■ケース1：交差点近傍で放射第10号線に接続

【案の概要】

- ・ 交差点の五差路化を避けるため、区道（東側）を交差点近傍で放射第10号線に接続する形式
- ・ 区道（東側）の東向きへの一方通行化の検討



【課題】

- ・ 曲線半径（ $R=15\text{m}$ 、 30m ）が道路構造令の規定値を確保できない（急カーブ）ため、安全性、走行性に課題あり
- ・ 交差点に近接する位置での接続となり、安全性の低下や交通規制変更の課題あり



12

まず、ケース1についてです。

本ケースは、東側の区道と放射10号線を交差点近傍で接続させたものです。

なお、現在、東側の区道は交差点に流入する西向きの一方通行となっておりますが、本ケースでは、東側の区道と放射10号線の交差箇所が、新荒川大橋交差点と近いことから、安全性の観点から、東向きへの一方通行化を検討しています。

現在の都市計画の範囲内で交差させるために、丸で示した箇所が急カーブとなっており、曲線半径が道路構造令の規定値を満足せず、走行性や安全性に課題があります。

また、交差点間隔が近いことによる安全性の低下や、交通規制の変更が生じるなどの課題もあります。

①計画内容再検討路線の位置付けによる検討

■ケース2：交差点から離れた位置で放射第10号線に接続

【案の概要】

交差点の五差路化を避けるため、区道（東側）を交差点から離れた位置で放射第10号線に接続する形式



【課題】

- ・ 曲線半径（ $R=15\text{m}$ 、 30m 、 10m ）が道路構造令の規定値を確保できない（急カーブ）ため、安全性、走行性に課題あり
- ・ 区道（東側）と放射第10号線の交差部の交通処理について検討が必要



13

次に、ケース2についてです。

本ケースでは、交通規制の変更などの課題が生じないように、交差点から離れた位置で放射第10号線に接続させたものです。

現在の都市計画の範囲内で交差させるために、丸で示した箇所が急カーブとなり、曲線半径が道路構造令の規定値を満足せず、安全性や走行性に対する課題があります。また、新たな交差部において、交通処理の検討が必要となります。

ここまでの検討で、本線と支線の交差点形状について検討し、五差路や交差点の四差路化の実現のためには安全かつ円滑な交通処理の確保という面で課題があることを確認しました。

②支線の在り方の検討

- 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（令和元年11月策定）
支線の廃止の検証方法などの基本方針を策定

□支線の分類

- ①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線
- ②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線



支線のイメージ

□支線の検証（分類①の場合）

支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証

計画の変更（支線の廃止）

⇒上記の検証方法を踏まえて、本線と支線の在り方を検討

14

続いて、支線の在り方の検討についてです。

都は、現行計画の整備方針を策定後、都市計画道路の見直しを進めるため、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を令和元年11月に策定しました。この基本方針で示している支線の廃止の検証方法について、説明します。

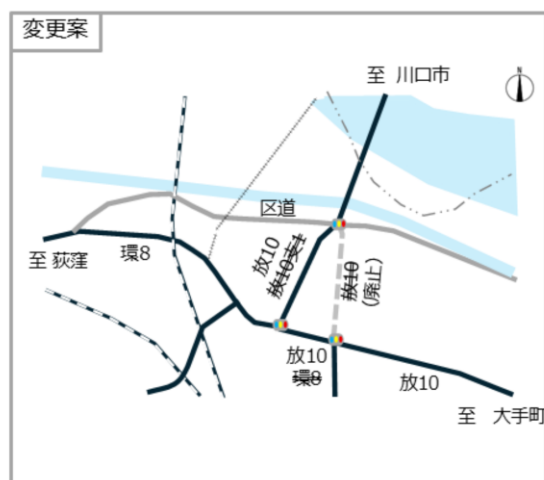
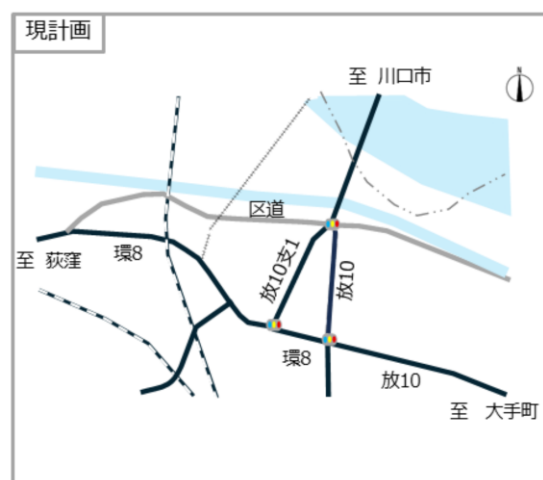
支線は2つに分類されます。本路線は①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線であることから、分類①の検証方法について説明します。

検証方法は、支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証された支線については支線の廃止を行うこととしています。

本路線においても、上記の検証方法を踏まえて検討を行いました。

②支線の在り方の検討

■現計画と変更案の交通動線



⇒放射第10号線支線1など周辺の道路によって一定の交通動線が確保

15

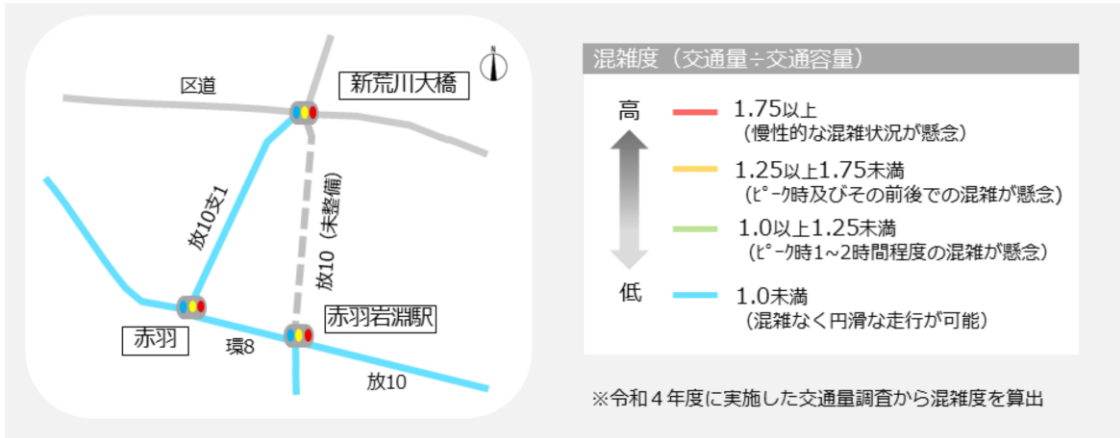
まず、周辺の交通動線についてです。

左が現在の都市計画、右が一部区間を廃止する都市計画の変更案のイメージ図です。

川口市方面、荻窪方面、大手町方面へ流出入する車両が多いことを踏まえると、放射10号線支線1が本路線近傍に整備済みであるため、右の図のように、放射10号線の一部区間を廃止しても、広域的な交通動線に大きな影響はございません。

②支線の在り方の検討

■ 周辺道路の混雑状況



骨格幹線道路機能を有している放射第10号線支線1や周辺の交通において、新荒川大橋より南側の道路で現況の混雑度は1.0未満となる

⇒周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないことを検証

16

次に、周辺道路の現在の混雑状況についてです。

左側の図は周辺の混雑度を示しています。

混雑度とは道路の交通容量に対する交通量の比であり、凡例で示している通り、1.0よりも大きい場合には、混雑が懸念されます。

本路線周辺において、新荒川大橋より南側の道路では、現況の混雑度が1.0未満となっているため、混雑なく円滑な走行が可能であることを確認しました。

以上①②の検討から、計画の実現に課題があることや、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないことを確認したことから、放射10号線の一部区間の計画を廃止することとしました。

4. 都市計画変更素案の概要について

17

次に、これまでの検討結果を踏まえた、都市計画変更素案の概要について説明します。

都市計画変更素案の概要について

放射第10号線

- 一部線形の変更
放射第10号線の一部区間を廃止し、現在の環状第8号線の一部区間及び放射第10号線支線1を通る線形に変更します。
- 支線1の廃止
放射第10号線の線形変更に伴い、放射第10号線支線1を廃止します。

環状第8号線

- 終点位置の変更
放射第10号線の線形変更に伴い、環状第8号線の終点位置を変更します。



この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第855号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第138号 令和6年7月5日

18

今回、放射10号線の一部区間の廃止に伴い、周辺道路の名称や終点位置の変更を行います。

最初に、放射10号線の都市計画変更素案の概要について、ご説明します。

図上、黄色の範囲は、都市計画を廃止する区域を示します。

放射10号線の一部区間の廃止に合わせて、現在の環状8号線及び放射10号線支線1を通る線形に変更します。

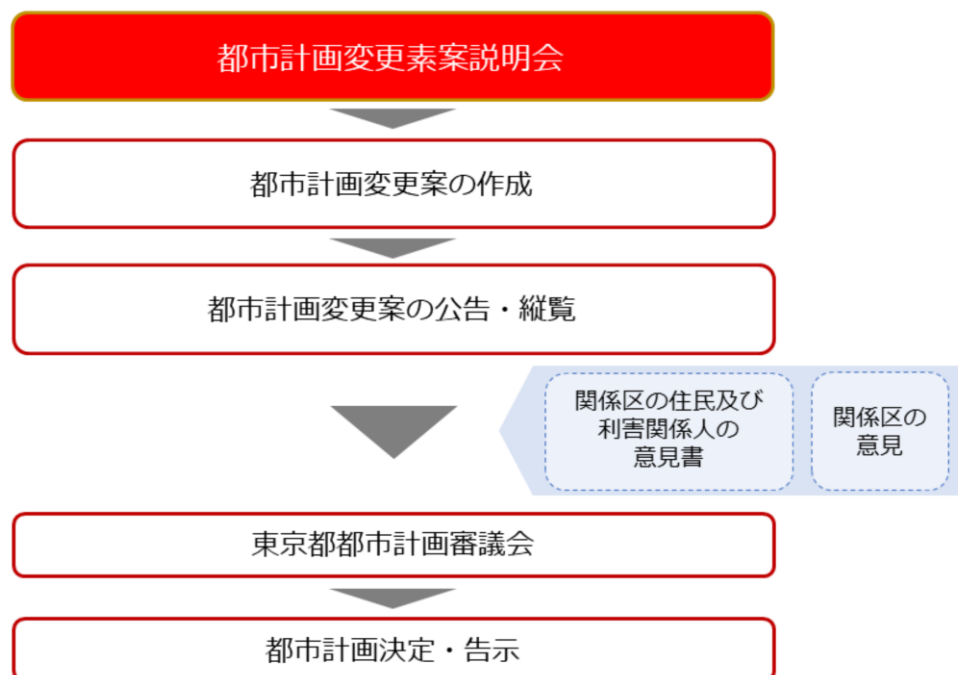
また、この線形の変更に伴い、現在の放射10号線支線1の廃止、環状8号線の終点位置を変更します。

5. 今後の手続きの流れについて

19

最後に、今後の手続きについて、ご説明します。

今後の手続きの流れについて



20

本日の都市計画変更素案説明会は、このスライドの 赤塗りの部分になります。

本日の説明会での皆様からのご意見などを参考にして、今後、都市計画変更案を作成し、公告・縦覧を行います。この縦覧を行っている間、ご意見がある方は意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。

問い合わせ先



東京都

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課
区部街路計画総括担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎11階南側

電話：03-5388-3291

21

最後にお問い合わせ先についてです。

本日の説明会に関することは、東京都都市整備局 都市基盤部 街路計画課
区部街路計画総括担当にお問い合わせください。

ご理解いただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。



東京都

本日の説明は以上となります。

皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。